

県水協たより



第42号
令和4年8月1日

発行／公益社団法人 山形県水質保全協会事務局
東根市大字野田695番地の8 TEL 0237-48-2469 FAX 0237-48-2693



会長の挨拶

公益社団法人 山形県水質保全協会 会長 片桐 健悦

会員各位並びに、県、市町村関係行政機関の皆様には、日頃から当協会の事業に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

はじめに、当協会の主たる事業の浄化槽法定検査では、職員の求人に対する応募者が一端途切れて採用時期がずれ込んだこと、現職員の高齢化・退職等による検査員の不足、想定外の大雪にも見舞われたことにより、令和3年度の実績は計画より約600基マイナスとなる事態になりました。

このことを踏まえ今年4月より検査課の体制を強化し、最上・置賜・庄内の各地区に課長補佐を配置して法定検査の精度管理と検査計画管理を確立すべく対策を講じるとともに、検査補助員3名を9月の検査員試験へ派遣し、年内には検査員として検査業務が開始出来るように養成しているところであります。職員においては世代交代の時期に入っておりますので、検査技術の伝達等を含め中堅職員の育成に力を傾注していく所存です。

また、昨年度は公益財団法人日本環境整備教育センターから「浄化槽研究奨励・楠本賞」の受賞を受けるなど、引き続き浄化槽維持管理技術の向上に寄与するべく日々の検査業務を通して調査研究に努めて参りたいと考えております。

一方、昨年度は、新たな企業の方々から賛助会員として協会の趣旨にご賛同をいただき、特殊車両、下水道関係、機材関係、薬品関係等幅広い業種の皆様が入会されました。

会員皆様への情報提供はもとより、協会員同士交流を重ね、より良い業務改善等が図れば幸いと存じます。現在賛助会員は10社になり、巻末に賛助会員を紹介させていただきます。

さて、コロナ禍と言われ3年が経過しましたが、これまで当協会の企業がコロナ感染により、し尿の収集運搬、一般廃棄物関係の業務等に支障をきたさず、地域住民の生活を守り使命を果たしていることに心より感謝申し上げます。

上部団体である一般社団法人日本環境保全協会からコロナ対策等における情報提供がありましたら、いち早く皆様のもとにお送りいたしますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

また、浄化槽管理士指定研修会におきましては、昨年からの指定を受け開催しており、今年度は10月中旬に開催いたします。資料等は独自のものですが「見やすい、現場ですぐに役に立つ」と御好評いただいております。来年度は浄化槽保守点検業の登録が多いと伺っておりますので、登録前準備として、本研修会を浄化槽管理士に受講させておいてはいかがでしょうか。登録から次期登録までの間の受講修了証が有効ですので、ぜひ御検討くださるよう御案内いたします。

結びにあたり、コロナ禍の後に来る日本の経済や社会情勢は未だに不透明で、憂慮される状況にあります。私ども協会は、水環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを念頭において、これからも、培ってきた各種の事業を進めて参りたいと考えております。皆様の御指導、御支援を賜りたく、重ねてお願い申し上げます。私からの挨拶といたします。



山形県の良い水環境の継承に向けて

山形県環境エネルギー部水大気環境課長 青木 政浩

貴協会並びに会員の皆様には、本県の水環境保全の推進に格別なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、指定検査機関として浄化槽の法定検査の確実な実施に加え、浄化槽保守点検業の登録に係る浄化槽管理士研修会や、新たに浄化槽を設置された方に対する浄化槽の適正な取扱いなどに関する講習会の実施、未受検者への受検勧奨など、浄化槽の適正な維持管理の向上に御尽力いただき、改めて感謝申し上げます。

さらに、新型コロナウイルス感染症が依然として収束への見通しが立たない中で、皆様におかれましては、感染拡大の防止に取り組まれながら、生活に欠かすことのできない社会インフラを支えられていることに対し、改めて敬意を表します。

さて、県では、「第4次山形県環境計画」（計画期間：令和3～12年度）において、「良好な大気・水環境の確保と次世代への継承」を施策の柱の一つとして掲げ、母なる川“最上川”をはじめとした河川の清らかな水など良好な水環境を継承するため、種々の取組みを実施しています。

具体的に一つ目は、水環境のモニタリングです。公共用水域、地下水の常時監視を実施し、県民への速やかな情報提供を行うとともに、環境基準を超過した場合、流域の汚濁物質の排出源の状況を調査し、水質改善に取り組んでおります。令和3年度の本県の大気・水環境の状況については、一部項目で環境基準を達成できませんでしたが、人の健康や生活環境に影響が生じるレベルではなく、概ね良好でした。なお、今年度からは、従来の環境基準項目「大腸菌群数」が「大腸菌数」に変更され、公共用水域の新たな測定項目として常時監視しているところです。

二つ目は、浄化槽を含めた生活排水処理施設の整備促進です。県では、「第三次山形県生活排水処理施設整備基本構想」（平成28年3月策定、令和3年3月見直し）において、生活排水処理施設の普及率を令和7年度末に96%とする目標を掲げ、浄化槽整備の一層の促進に取り組んでいるところです。

浄化槽の整備は、少子化に伴う人口減少の中、高齢化による将来への投資意欲の低下により進まなくなることが懸念されています。未整備の住民の方が浄化槽の整備に積極的に取り組まれますよう、引き続き補助制度の周知、啓発について御協力くださいますようお願いいたします。

三つ目は、水資源の保全・活用です。県では、地域で育まれてきた優れた湧水を「里の名水・やまがた百選」として選定し、県内外に広く情報発信する事業を実施しております。令和3年度までに66箇所の湧水を里の名水として選定しており、この取組みを通して、水環境を大切にする心と郷土愛を育んでまいります。皆様のお近くに優れた湧水がありましたら、御紹介いただければ幸いです。

なお、情報発信の一つとして、「やまがた百名山」と組み合わせた紹介動画をYouTube公式チャンネルにて公開するなど、ポストコロナを見据えた観光資源としての活用も図っているところです。皆様も、豊かな自然環境と身近にある癒しの空間を楽しまれてはいかがでしょうか。

本県の良好な水環境の継承に、浄化槽が果たす役割は大変大きなものがあります。県としましては、引き続き、市町村、浄化槽関連業界及び指定検査機関の皆様と一層の連携を図りながら、県内の水環境保全に取り組んでまいりますので、今後とも御協力を賜りますようお願い申し上げます。



公式 YouTube
二次元コード

各総合支庁の取組み



山形県村山総合支庁保健福祉環境部

環境課長 笹 渕 健 市

村山地域は、県内総人口の約半数を擁しているため、生活排水処理による水環境への影響は大きいと考えられます。

村山地域の生活排水処理施設普及率は、令和2年度末で96.5%と県平均を上回り、「第三次山形県生活排水処理施設整備基本構想」の目標値96%を達成しました。しかし、市町村別で見ますと、集合処理の難しい中山間地域を多く抱える市町村ではまだまだ90%にも届かない現状であり、今後更なる合併処理浄化槽の普及が必要となります。

また、もとより水環境保全のためには、保守点検や清掃などの適切な維持管理に加え、法定検査による状態の確認も重要です。

村山総合支庁では、今後とも関係機関と連携を密にしながら、合併処理浄化槽の普及と適切な維持管理の啓発に取り組んでまいりますので、引き続き、御理解と御協力をお願い申し上げます。



山形県最上総合支庁保健福祉環境部

環境課長 田 中 利 正

最上地域は、周囲を山々に囲まれ、鮭川や最上小国川などの清流が最上川に注ぐ、自然豊かな地域です。この豊かな自然を後の世代に残すために、生活排水処理施設の普及促進は、重要な課題のひとつと考えております。

中山間地が多く、集落が散在するこの地域にあっては、生活排水対策として、浄化槽が有効であり、管内の各市町村では計画的に施設整備に取り組んでおります。県内の他の地域と比べると、処理施設の整備は進んでいませんが、浄化槽法定検査の受検率は高く、皆様のご尽力の賜物と感謝しております。

また、県は水環境の保全を推進するため、令和4年度から法定検査判定基準を強化しているところであり、最上の清流を守るには、設置者・保守点検・清掃業者それぞれの立場での適正な維持管理が重要となりますので、引き続きご協力をお願いします。



山形県置賜総合支庁保健福祉環境部

環境課長 鍬 水 いずみ

置賜地域は、「母なる川」最上川の源流を有し、磐梯朝日国立公園の山々に囲まれた自然豊かな地域です。

置賜地域の特徴として、生活排水処理施設の中で浄化槽の割合が高いことが挙げられます。令和2年度末の時点での生活排水処理施設普及率は86.9%と県内平均の93.6%を下回っていますが、処理施設別に見ますと、浄化槽が20.3%と県平均の8.5%を大きく上回っております。このため、置賜地域では浄化槽の適切な維持管理が水環境保全のためには重要となります。

浄化槽が十分な処理能力を発揮するためには、浄化槽の保守点検や清掃など適切な維持管理が欠かせません。また、維持管理状況を確認するための法定検査も重要であります。

置賜総合支庁では、今後とも関係市町や関係機関と連携しながら合併浄化槽の普及や適切な維持管理の啓発について取り組んでまいりますので、引き続き貴協会からの御理解と御協力をお願い申し上げます。

みんなで豊かな水環境と美しい最上川を守っていきましょう。



山形県庄内総合支庁保健福祉環境部

環境課長 後 藤 忠 史

庄内地域は、鳥海山・出羽三山をはじめとする山々と日本海に囲まれた広大な平野が広がる自然豊かな地域です。豊かで清らかな水に育まれた農水産物にも恵まれ、「食の都庄内」として魅力あふれる地域でもあります。

さて、庄内地域の生活排水処理施設普及率は、令和2年度末で96.9%と県内で最も高い数値となっており、水環境の保全のためには引き続き浄化槽の普及が重要となります。また、浄化槽がその能力を十分に発揮し、生活環境の向上に資するには、保守点検や清掃など適切な維持管理とともに法定検査による状態の確認が重要であることは無論ですが、今年度からBODの法定検査不適正判定基準が引き下げとなったことから、より一層の管理の徹底が求められることとなります。

庄内総合支庁では、今後とも関係機関と連携しながら合併浄化槽の普及と適切な維持管理の啓発に取り組んでまいりますので、引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和4年度 第12回社員定時総会

去る、6月15日（水）山形市のホテルキャッスルにおいて、第12回社員定時総会を開催しました。新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況が続いているため、昨年度と同様に御来賓をお招きしない形で規模を縮小して開催することとなりました。

総会の冒頭、新たに入会された正会員の(株)畑中の高橋法子様と賛助会員7社をご紹介いたしました。続いて、山形県水質保全協会会長表彰式を執り行いました。

総会は、青山副会長の開会挨拶に始まり、片桐会長の挨拶の後、(有)菅野清掃菅野宣誉会員を議長に選任し、議事に入りました。

第1号 令和3年度事業報告について

第2号 令和3年度決算承認の件

第3号 令和4年度事業計画及び収支予算について

審議の結果、3議案とも満場一致で原案どおり承認され、菅副会長の閉会の挨拶により、第12回社員定時総会を終了いたしました。

なお、今回は懇親会を中止いたしましたので、総会終了後に新たに入会された賛助会員の皆様と情報交換会が行われました。



新入会員ご紹介のようす



総会のようす

令和4年度 (公社)山形県水質保全協会 役員名簿

役職	会員名	所 属	役職	会員名	所 属
会長理事	片 桐 健 悦	天童環境(株)	理 事	丹 治 正 彦	東北環境開発(株)
副会長理事	青 山 武	環清工業(株)	理 事	島 貫 利 幸	(有)県南エコサービス
副会長理事	菅 龍 太	(有)エコシラカワ	理 事	菅 野 宣 誉	(有)菅野清掃
常務理事	赤 部 誠 一	(公社)山形県水質保全協会	監 事	天 野 富 雄	天野富雄税理士事務所
理 事	黒 澤 利 宏	テルス(株)	監 事	遠 藤 一 生	(有)厚生社
理 事	斎 藤 実	(株)マルコウ環境			

表 彰

当協会の発展に貢献し、功績顕著な協会職員に山形県水質保全協会会長表彰が贈呈されました。



検査課 齋 藤 和 雄
(令和3年度保健衛生関係功労者山形県知事表彰 受賞)



検査課 齋 藤 智 和
(公益財団法人日本環境整備教育センター
浄化槽研究奨励・楠本賞 受賞)

令和3年度 事業報告

法定検査業務の推進

1 浄化槽法定検査

① 浄化槽法定検査実施数

検査計画34,900基に対し、7条検査361基、11条検査33,923基 合計34,284基を実施した。

② オンラインによる市町村浄化槽行政担当者会議が、村山・庄内地区は8月3日、最上・置賜地区は8月5日に行われ、担当職員2名が参加し、法定検査に関する説明を行うなど、総合支庁及び管内市町村の担当者と情報交換を行った。

また、県・市町村と共に未受検者に対し、受検に関する文書指導の啓発を行うとともに、40人槽以上の大型浄化槽の未受検者に対し、県と共に受検啓発するなど、受検基数の増加と受検率の向上に努めた。

(未受検者対応)

検査拒否対応	1,653件対応	201件受検	(12.2%)
未申込対応	1,268件対応	28件申込	(2.2%)
合計	2,921件対応	229件受検	(7.8%)

③ 公益財団法人日本環境整備教育センターに新入職員2名を派遣し、浄化槽法定検査員の資格取得に努めた。また、501人槽以上の大規模浄化槽の管理技術の向上を図るため職員1名を派遣し、浄化槽技術管理者の資格取得に努めた。

④ 浄化槽法定検査普及啓発活動

10月1日浄化槽の日の山形新聞に広告を掲載し、浄化槽を通じた公共用水域の水質保全について啓発を行うとともに、浄化槽の維持管理の重要性と法定検査受検への理解に努めた。

2 浄化槽及び一般廃棄物に関する研修会・講習会

① 会員、浄化槽管理士、浄化槽清掃技術者、一般廃棄物処理業者及び当協会職員の資質の向上を図るため、浄化槽水処理技術管理研修会を開催した。

11月11日 天童市 山形県総合運動公園 79名参加

② 浄化槽法に基づく保守点検の登録に際して、3年に1回義務化された浄化槽管理士研修について県と連携協力し、浄化槽管理士指定研修会を開催した。

また、コロナ禍であることから、リモート受講ができるよう対策を取った。

11月11日 天童市 山形県総合運動公園 22名参加

③ 浄化槽の適正な取り扱いと使用上のルールを理解してもらうため、村山、最上及び置賜の各総合支庁管内の浄化槽新規設置者に対して、浄化槽の適正な取り扱いと使用上のルールを理解してもらうための資料一式を配付し、法定検査の啓発を行った。

- ・対象地域：尾花沢市、大石田町 36名
- ・対象地域：新庄市及び最上郡各町村 135名
- ・対象地域：米沢市、南陽市、川西町 141名

④ 検査員研修

令和4年度にBODの不適正判断値が変更されることから、精度管理の徹底を図るため担当者会議を3回開催した。

交通安全運転に対する知識や意識を高めることを目的に、保険会社及び村山警察署から講師を招き研修会を行った。

3 浄化槽及び一般廃棄物に関する情報提供、機関紙の発行

① 一般社団法人日本環境保全協会発行の「環境保全タイムズ」等一般廃棄物処理業に関する情報を随時提供した。

また、同協会からの浄化槽及び浄化槽清掃に関する情報を随時提供した。

- ② 協会機関紙「県水協たより」を年2回（8月、1月）発行し、県及び市町村、会員、関係機関に配布した。
- ③ ホームページを通して協会の情報公開に努めるとともに、浄化槽の適正な管理知識や各種手続き等の普及に努めた。

アドレス <https://www.yamagata-suisituhozen.or.jp/>

4 浄化槽台帳システムを活用した市町村との業務委託の推進

改正浄化槽法により自治体に整備が義務付けられた浄化槽台帳の作成を支援するため「市町村浄化槽台帳システム」を活用する業務委託契約を遊佐町、金山町、最上町、鶴岡市と新たに締結した。

また、他市町村に対し「市町村浄化槽台帳システム」の活用に向けた啓発を行った。

5 浄化槽の維持管理に関する調査・相談・指導業務

- ① 環境省からの「浄化槽の指導普及に関する調査」に協力するため、市町村に対し、浄化槽法定検査の結果データを提供した。
- ② 公益財団法人日本環境整備教育センターの委託を受け、全国浄化槽推進市町村協議会に補助対象登録された浄化槽が所期の性能を発揮しているかどうか検証するため米沢市、南陽市、尾花沢市で実地調査を行った。

6 浄化槽維持管理に関する調査研究

- ① 保守点検及び清掃に関する調査研究
令和4年度の法定検査判定基準の一部見直しに係り、BODの不適正判断値が変更されることから、地域間の傾向や維持管理の違い等について調査を行い、その内容を11月11日に浄化槽管理士指定研修会で情報提供を行った。
- ② 浄化槽法定検査の精度管理と効率化に向けた研究
BODが超過した場合の判定の統一化を図るため、検査実施時に撮影した浄化槽の写真データと判断基準の調査を行った。また、その結果を職員に周知するとともに法定検査の精度管理を高めた。

7 水環境保全活動への支援

- ① 県内小中学校等（4団体172名）からの要請により、県内河川において簡易調査キットによる水質検査を実施し、環境教育の実践に協力した。
- ② 最上川フォーラムの県内一斉調査「身近な川や水辺の健康診断」へ参加するとともに、67団体200箇所のレーダーチャート作成と河川ごとの調査結果のマップ作成に協力を行った。
- ③ 8月25日に行われた山形県保健環境活動団体連合会の書面表決による総会において、浄化槽啓発用リーフレット及び県水協たよりを配布した。

また、連合会活動を支援するため助成金を交付した。

8 その他活動

- ① 会員の協力を得ながら賛助会員7社の加入に努めた。
- ② 日本赤十字社活動を支援するため助成金を交付した。



会長挨拶



理事会のようす

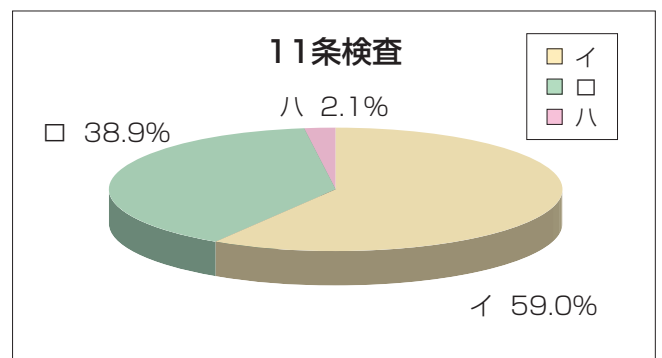
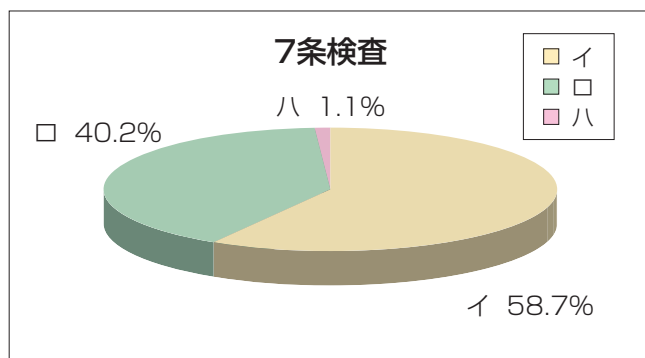
令和3年度 判定別 法定検査実績表

令和3年4月1日～令和4年3月31日

イ. 適正
□. おおむね適正
ハ. 不適正

(単位:基)

地区名	市町村名	7 条 検 査				11 条 検 査				合 計
		検査基数	イ	□	ハ	検査基数	イ	□	ハ	
村山地区	村山市	6	3	3	0	1,227	664	525	38	1,233
	東根市	11	5	6	0	2,343	1,443	827	73	2,354
	尾花沢市	23	18	5	0	2,426	1,302	1,088	36	2,449
	大石田町	2	1	0	1	240	124	109	7	242
	(小計)	42	27	14	1	6,236	3,533	2,549	154	6,278
最上地区	新庄市	29	14	14	1	3,286	2,002	1,222	62	3,315
	真室川町	19	10	9	0	1,015	561	426	28	1,034
	金山町	10	10	0	0	441	219	211	11	451
	最上町	29	11	17	1	971	268	658	45	1,000
	舟形町	0	0	0	0	164	44	115	5	164
	鮭川村	10	4	6	0	463	252	198	13	473
	戸沢村	4	2	2	0	463	247	200	16	467
	大蔵村	6	2	4	0	383	200	176	7	389
	(小計)	107	53	52	2	7,186	3,793	3,206	187	7,293
置賜地区	米沢市	93	64	29	0	6,623	3,859	2,641	123	6,716
	南陽市	52	34	18	0	2,714	1,725	953	36	2,766
	高畠町	0	0	0	0	1,330	895	421	14	1,330
	川西町	19	9	10	0	1,667	1,005	639	23	1,686
	(小計)	164	107	57	0	12,334	7,484	4,654	196	12,498
庄内地区	鶴岡市(旧管内)	23	13	9	1	2,580	1,605	914	61	2,603
	藤島庁舎	0	0	0	0	112	76	31	5	112
	羽黒庁舎	2	1	1	0	109	71	35	3	111
	櫛引庁舎	1	0	1	0	77	49	26	2	78
	朝日庁舎	0	0	0	0	249	167	80	2	249
	温海庁舎	3	2	1	0	703	446	242	15	706
	鶴岡市計	29	16	12	1	3,830	2,414	1,328	88	3,859
	余目庁舎	0	0	0	0	219	171	46	2	219
	立川庁舎	2	1	1	0	155	96	56	3	157
	庄内町計	2	1	1	0	374	267	102	5	376
	三川町	0	0	0	0	125	76	48	1	125
	田川計	31	17	13	1	4,329	2,757	1,478	94	4,360
	酒田市(旧管内)	10	5	5	0	2,368	1,496	824	48	2,378
	八幡総合支所	1	0	1	0	338	199	132	7	339
	平田総合支所	2	1	1	0	406	248	155	3	408
	松山総合支所	0	0	0	0	77	47	27	3	77
	酒田市計	13	6	7	0	3,189	1,990	1,138	61	3,202
	遊佐町	4	2	2	0	649	448	188	13	653
	飽海庄内計	17	8	9	0	3,838	2,438	1,326	74	3,855
	(小計)	48	25	22	1	8,167	5,195	2,804	168	8,215
合 計		361	212	145	4	33,923	20,005	13,213	705	34,284



令和2年度 浄化槽法第11条検査受検率

	全設置 基数			検査対象 基数			検査 実施数			受検率			検査 機関
	単独	合併		単独	合併		単独	合併		単独	合併		
村山総合支庁管内	25,364	14,226	11,138	25,162	14,226	10,936	17,979	8,496	9,483	71.5%	59.7%	86.7%	理化学 分析 センター
(旧山形保健所)	8,833	6,226	2,607	8,797	6,226	2,571	5,096	2,923	2,173	57.9%	46.9%	84.5%	
山形市	4,611	3,630	981	4,605	3,630	975	2,346	1,510	836	50.9%	41.6%	85.7%	
上山市	1,955	747	1,208	1,936	747	1,189	1,428	422	1,006	73.8%	56.5%	84.6%	
天童市	1,249	1,003	246	1,242	1,003	239	787	593	194	63.4%	59.1%	81.2%	
山辺町	712	556	156	709	556	153	363	240	123	51.2%	43.2%	80.4%	
中山町	306	290	16	305	290	15	172	158	14	56.4%	54.5%	93.3%	
(旧寒河江保健所)	8,438	3,552	4,886	8,346	3,552	4,794	6,415	2,367	4,048	76.9%	66.6%	84.4%	
寒河江市	3,219	1,559	1,660	3,175	1,559	1,616	2,484	1,078	1,406	78.2%	69.1%	87.0%	
河北町	1,707	1,176	531	1,699	1,176	523	1,236	786	450	72.7%	66.8%	86.0%	
西川町	909	303	606	904	303	601	740	201	539	81.9%	66.3%	89.7%	水質保全 協会
朝日町	1,523	157	1,366	1,504	157	1,347	1,225	112	1,113	81.4%	71.3%	82.6%	
大江町	1,080	357	723	1,064	357	707	730	190	540	68.6%	53.2%	76.4%	
(旧村山保健所)	8,093	4,448	3,645	8,019	4,448	3,571	6,468	3,206	3,262	80.7%	72.1%	91.3%	
村山市	1,517	1,032	485	1,508	1,032	476	1,236	792	444	82.0%	76.7%	93.3%	
東根市	3,281	2,246	1,035	3,265	2,246	1,019	2,486	1,598	888	76.1%	71.1%	87.1%	
尾花沢市	2,834	865	1,969	2,789	865	1,924	2,502	696	1,806	89.7%	80.5%	93.9%	
大石田町	461	305	156	457	305	152	244	120	124	53.4%	39.3%	81.6%	
最上総合支庁管内	8,720	3,201	5,519	8,543	3,201	5,342	7,267	2,647	4,620	85.1%	82.7%	86.5%	
(旧新庄保健所)	8,720	3,201	5,519	8,543	3,201	5,342	7,267	2,647	4,620	85.1%	82.7%	86.5%	
新庄市	4,184	1,758	2,426	4,119	1,758	2,361	3,317	1,496	1,821	80.5%	85.1%	77.1%	理化学 分析 センター
金山町	513	103	410	499	103	396	433	80	353	86.8%	77.7%	89.1%	
最上町	1,080	295	785	1,046	295	751	966	222	744	92.4%	75.3%	99.1%	
舟形町	229	113	116	229	113	116	168	62	106	73.4%	54.9%	91.4%	
真室川町	1,168	261	907	1,138	261	877	1,018	215	803	89.5%	82.4%	91.6%	
大蔵村	404	129	275	395	129	266	385	119	266	97.5%	92.2%	100.0%	
鮭川村	566	255	311	545	255	290	500	224	276	91.7%	87.8%	95.2%	
戸沢村	576	287	289	572	287	285	480	229	251	83.9%	79.8%	88.1%	
置賜総合支庁管内	20,075	7,068	13,007	19,730	7,068	12,662	16,535	5,300	11,235	83.8%	75.0%	88.7%	
(旧米沢保健所)	14,827	4,990	9,837	14,604	4,990	9,614	12,477	3,953	8,524	85.4%	79.2%	88.7%	理化学 分析 センター
米沢市	7,961	2,250	5,711	7,846	2,250	5,596	6,772	1,808	4,964	86.3%	80.4%	88.7%	
南陽市	3,247	1,450	1,797	3,185	1,450	1,735	2,711	1,161	1,550	85.1%	80.1%	89.3%	
高畠町	1,601	626	975	1,589	626	963	1,345	480	865	84.6%	76.7%	89.8%	
川西町	2,018	664	1,354	1,984	664	1,320	1,649	504	1,145	83.1%	75.9%	86.7%	
(旧長井保健所)	5,248	2,078	3,170	5,126	2,078	3,048	4,058	1,347	2,711	79.2%	64.8%	88.9%	
長井市	2,784	1,212	1,572	2,717	1,212	1,505	2,079	750	1,329	76.5%	61.9%	88.3%	
小国町	1,012	535	477	1,003	535	468	665	314	351	66.3%	58.7%	75.0%	
白鷹町	973	222	751	942	222	720	905	203	702	96.1%	91.4%	97.5%	
飯豊町	479	109	370	464	109	355	409	80	329	88.1%	73.4%	92.7%	
庄内総合支庁管内	13,251	9,195	4,056	13,165	9,196	3,969	8,614	5,266	3,348	65.4%	57.3%	84.4%	水質保全 協会
(旧鶴岡保健所)	5,854	3,964	1,890	5,804	3,965	1,839	4,274	2,708	1,566	73.6%	68.3%	85.2%	
鶴岡市	5,656	3,831	1,825	5,608	3,832	1,776	4,133	2,627	1,506	73.7%	68.6%	84.8%	
三川町	198	133	65	196	133	63	141	81	60	71.9%	60.9%	95.2%	
(旧酒田保健所)	7,397	5,231	2,166	7,361	5,231	2,130	4,340	2,558	1,782	59.0%	48.9%	83.7%	
酒田市	5,721	3,955	1,766	5,697	3,955	1,742	3,274	1,851	1,423	57.5%	46.8%	81.7%	
庄内町	531	383	148	529	383	146	390	245	145	73.7%	64.0%	99.3%	
遊佐町	1,145	893	252	1,135	893	242	676	462	214	59.6%	51.7%	88.4%	
合 計	67,410	33,690	33,720	66,600	33,691	32,909	50,395	21,709	28,686	75.7%	64.4%	87.2%	
合計（補正後※）	67,410	33,690	33,720	66,589	33,690	32,899	50,395	21,709	28,686	75.7%	64.4%	87.2%	公表値

※検査対象基数はR3年度浄化槽の指導普及に関する調査による。

※検査対象基数は下記算出式による推計値を用いている。

$$= (R2年度末設置基数) - (R2年度新設基数) - (R1.8.1 \sim R1.12.31 \text{ の新設基数}) \times 1/2 - (R2.1.1 \sim R2.3.31 \text{ の新設基数})$$

（出典：山形県環境エネルギー部水大気環境課）

令和4年度 事業計画

1 浄化槽法定検査

- ① 浄化槽法定検査実施計画
7条検査400基、11条検査34,500基 合計 34,900基とする。
- ② 総合支庁及び管内市町村の担当者と情報交換を行い、未受検者に対し周知啓発を行い、受検率の向上を図る。
- ③ 浄化槽法定検査員資格取得のため、公益財団法人日本環境整備教育センターに新入職員3名を派遣する。

2 浄化槽及び一般廃棄物に関する研修会・講習会

- ① 会員、浄化槽管理士、浄化槽清掃技術者、一般廃棄物処理業者及び当協会職員の資質の向上を図るため、浄化槽水処理技術管理研修会及び一般廃棄物セミナーを開催する。
- ② 浄化槽管理士の育成と浄化槽管理技術の向上を図るため「浄化槽管理技術指導出前講座」を開設する。
- ③ 浄化槽の適正な取り扱いと使用上のルールを理解してもらうため、各総合支庁管内において、浄化槽新規設置者に対する講習会を開催する。また、参加できない浄化槽新規設置者には、講習会資料を郵送にて配付する。
- ④ 検査員の資質と技術力の向上及び精度管理の徹底を図るため、積極的に講習会等に参加するとともに、法定検査の効率的運用を図るため、内部研修を実施する。
- ⑤ 浄化槽法に基づく保守点検業の登録に際して、3年に1回義務化された浄化槽管理士研修について、「浄化槽管理士指定研修会」を県と連携協力しながら開催する。

3 浄化槽及び一般廃棄物に関する情報提供、機関紙の発行

- ① 浄化槽及び浄化槽清掃に関する情報を会員に提供する。
- ② 一般社団法人日本環境保全協会発行の「環境保全タイムズ」等、一般廃棄物処理業に関する情報を会員に提供する。
- ③ 協会機関紙「県水協たより」を発行し、県、市町村、会員及び関係機関等に配布する。
- ④ ホームページを通して協会の情報公開等に努めるとともに、浄化槽の適正な管理知識や各種手続き等の普及を図る。
アドレス <https://www.yamagata-suisituhozen.or.jp/>

4 浄化槽台帳システムを活用した市町村との業務委託の推進

浄化槽法により自治体に整備が義務付けられた浄化槽台帳について、指定検査機関への委託を可能とする方針を受け、当協会独自の「市町村浄化槽台帳システム」の活用に向けて市町村への周知説明を積極的に行い業務委託を進める。

5 浄化槽の維持管理に関する調査・相談・指導業務

- ① 浄化槽管理者からの相談や問い合わせ等に対し、対応する。
- ② 環境省から市町村に依頼される「浄化槽の指導普及に関する調査」の回答に協力するため、市町村に浄化槽法定検査の結果データを提供する。
- ③ 公益財団法人日本環境整備教育センターの委託を受け、全国浄化槽推進市町村協議会に補助対象登録された浄化槽が所期の性能を発揮しているかどうか検証するため、実地調査を行う。

6 浄化槽維持管理に関する調査研究

改正浄化槽法で示された休止制度について、所有者不明の空き家や使用停止状態であっても条件を満たしたうえで届出しなければ「休止」とはならないため、市町村と連携し実態調査するとともに、浄化槽台帳の整合性を高めるための調査研究を進める。

7 水環境保全活動への支援

- ① 県内小中学校等からの要請により、県内河川において簡易調査キットによる水質検査を実施し、環境教育の推進に協力する。
- ② 美しい山形・最上川フォーラムの県内一斉調査「身近な川や水辺の健康診断」へ参加するとともに、調査結果の集計について協力を行う。
- ③ 山形県保健環境活動団体連合会活動に対し活動資金の支援を行う。

8 災害時の廃棄物処理及び浄化槽点検等に関する復旧支援

本県において大規模災害が発生した場合に、山形県と締結した「災害時における廃棄物の収集運搬及び浄化槽の点検等に係る協定書」に基づき、復旧を支援する。

9 その他活動

- ① 会員の協力を得ながら新規会員、賛助会員の加入促進に努める。
- ② 一般社団法人日本環境保全協会等の上部団体と連携を図り、事業の円滑な推進と発展に資するとともに扶助事業の推進に努める。
- ③ 新たな事業の取組みについて、調査検討を進める。
- ④ 日本赤十字社活動に対する支援を行う。

お知らせ

山形県内における「浄化槽法の一部を改正する法律」施行後の動きについて

「浄化槽法の一部を改正する法律」が令和元年6月19日に公布され、特定既存単独処理浄化槽に対する措置として合併処理浄化槽への転換が推進されるなど大幅な改正となりましたが、改めて概要をお知らせするとともに、山形県及び当協会の動きについてお知らせいたします。

「浄化槽法の一部を改正する法律」の概要

1 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

都道府県知事が、「特定既存単独処理浄化槽」に対して除却、その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言・指導ができること。

※「特定既存単独処理浄化槽」＝既存単独処理浄化槽で、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生じる恐れがある状態にあると認められるもの

2 公共浄化槽

市町村は「浄化槽処理促進区域」において、浄化槽の設置計画を作成し、公共浄化槽を設置、管理できること。

3 浄化槽使用休止中の義務の免除

浄化槽管理者が清掃をしてその使用の休止を知事に届け出た場合は、保守点検・清掃・法定検査の義務を免除できること。

4 浄化槽台帳の整備

知事は浄化槽台帳を作成し、保管が必要なこと。

5 協議会の設置

地方公共団体は、浄化槽の設置・管理に関し、必要な協議を行うための協議会の設立が可能なこと。

6 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保

保守点検業者の登録に関し、浄化槽管理士に対する研修の機会を確保すること。

7 環境大臣の責務

環境大臣が都道府県知事に対して定期検査事務等必要な助言・情報の提供その他支援を行うこと。

山形県の動き

◎浄化槽市町村等事務処理マニュアルの改訂

改正浄化槽法の施行に伴い、令和2年に浄化槽事務に携わる県・市町村・浄化槽指定検査機関を対象とした標記マニュアルに改正内容が盛り込まれ、今年度、浄化槽台帳の整備に関し、より正確な情報の取得をするため内容を充実させるとともに、押印廃止に伴う様式変更、法定検査不適正基準の変更などが改定された。

◎浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の改正

令和2年3月「山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例」を公布。

当協会の動き

◎浄化槽管理士指定研修会の開催及び情報提供

山形県から浄化槽の保守点検に関する研修会の指定を受け、令和3年11月に「浄化槽管理士指定研修会」を開催。研修内容で、外部講師により「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」の項目を取り扱ったが、特に、県・市町村の浄化槽担当職員の関心が高く、今後の推移を注視している状況と捉えられた。当協会からは、前年度の法定検査結果を踏まえた地区ごとの判定割合、2年連続で不適正と判定された検査項目の割合、浄化槽の保守点検・清掃の未契約（未管理）などの情報提供を行った。また、BOD値の不適正判断基準が変更されることから、前年度のBOD結果を解析した結果、令和4年度はBODに関する不適正は3割以上増加するとの予測を提示するとともに、不適正改善に向けての実演作業を動画で上映するなど浄化槽維持管理技術の向上に関する講演を行った。なお、令和4年度も研修会を開催し、昨年同様、関係者に対し情報提供を行う予定。

◎浄化槽台帳システムを活用した市町村との業務委託

改正浄化槽法により自治体に義務付けられた浄化槽台帳の作成を支援するため、「市町村浄化槽台帳システム」を開発し、7自治体と業務委託契約している。

新規採用職員の紹介



検査課 山下 隼 司

令和4年3月1日よりお世話になっております山下隼司と申します。先輩方のご指導のもと、常に学ぶ姿勢を忘れず、一日でも早く当協会のお役に立てるよう精一杯頑張ります。休日は趣味のツーリングや5月に生まれたばかりの息子と楽しく過ごしています。まずは資格取得にむけて、日々研鑽を積み励んでまいりますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。



検査課 皆川 祐 孝

令和4年4月1日よりお世話になっております皆川祐孝と申します。日々先輩方にご指導いただき、9月の検査員試験にむけて技術と知識の習得に励んでおります。休日は実家の農業の手伝いや子どもと遊んで過ごしています。信頼される検査員を目指し、精一杯努めていく所存でございますので、ご指導を賜りますようよろしくお願いいたします。

賛助会員名簿

令和4年4月1日現在

事業所名	氏 名	住 所	TEL
日新産業(株)新潟支店	直江 為人	新潟県新潟市東区上木戸二丁目3-43	(025) 275-9191
第一物産(株)	富樫 藤和	酒田市卸町1番地の12	(0234) 23-1155
(株)日環商事	蓮池 茂	石川県金沢市無量寺五丁目75番地	(076) 268-1771
兼松エンジニアリング(株) 東北・北海道支店	濱田 誠	仙台市太白区長町南四丁目12-27	(022) 248-2991
(株)カンツール	小川 尚	東京都中央区日本橋小伝馬町1番3号	(03) 5962-3240
(株)モリタエコノス仙台支店	肥田 武	仙台市宮城野区扇町一丁目6番34号	(022) 237-4171
西東北日野自動車(株)	北村 勝美	山形市立谷川三丁目3553番地1	(023) 686-3001
山形いずゞ自動車(株)	吉泉 光善	山形市成沢西五丁目1番5号	(023) 641-3717
新明和工業(株)東北支店	二井 正裕	仙台市宮城野区扇町二丁目3番16号	(022) 232-4241
東邦車輛(株)東北支店	高橋 英徳	仙台市宮城野区扇町二丁目3番16号	(022) 782-5040

協会からのお知らせ

新規入会	会員区分	氏 名	事業所名	住 所
	正会員	高 橋 法 子	(株)畑中	北村山郡大石田町桂木町3-1
	賛助会員	高 橋 英 徳	東邦車輛(株)東北支店	仙台市宮城野区扇町二丁目3番16号
退会	会員区分	氏 名	事業所名	住 所
	正会員	畑 中 研 一	(有)畑中衛生	北村山郡大石田町桂木町3-1

事務局より

500円硬貨よりも大きい粒のさくらんぼ品種「やまがた紅王」が誕生しました。当協会にも昨年度から、新たな賛助会員の加入や、新規採用された職員も加わり、新体制でのスタートとなりました。今年は例年になく短い梅雨が明け、厳しい暑さが続いています。新型コロナウイルス感染の7波による感染者数も増加しており、熱中症にも留意しつつ、交通事故防止にも注意しなければなりません。関係各位一同で、暑い夏のリスクを乗り越えましょう。